

職場の健康診断について

—健康診断による健康管理—

自社の労働者が健康で働き続けることができるためには、会社が労働者の健康状態を把握し適切な健康管理をすることが不可欠です。職場における健康診断については労働安全衛生法に規定されており、一般健康診断と特殊健康診断に大きく分けられますが、ここでは一般健康診断についてご説明します。

◆雇入れ時の健康診断

常時使用する労働者を雇入れる際に実施します。労働者の適正配置、入社後の健康管理の基礎資料となります。検査診断項目は次のとおりです。

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4. 胸部エックス線検査
5. 血圧の測定
6. 貧血検査
7. 肝機能検査
8. 血中脂質検査
9. 血糖検査
10. 尿検査
11. 心電図検査

尚、この健康診断で省略できる項目はありませんが、入社前3ヶ月以内に医師による健康診断を受けた労働者がその結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断項目については省略することができます。

◆定期健康診断

常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に実施します。検査項目は雇入れ時の健康診断の各項目及び喀痰検査です。なお、検査項目の一部は、医師の判断により省略できます。

◆特定業務従事者の健康診断

特定業務に常時従事する労働者に対し、その業務への配置替えの際及び6ヶ月以内ごとに1回、定期に実施します。検査項目は定期健康診断と同じで、一部の検査項目は医師の判断により省略できます。上記の他、一般健康診断として、海外派遣労働者の健康診断、給食従事者の検便があります。健康診断の結果は、労働者に通知して健康管理の重要性を理解してもらうとともに、会社はその結果に基づき医師等の意見を聴き、労働時間の短縮、休業等の就業上の措置を含む事後措置を行うことが重要です。

全国健康保険協会の保険料率について

—平成24年3月(4月納付)分から改定—

例年この時期に見直される全国健康保険協会(協会けんぽ)の保険料率ですが、厳しい医療保険の財政状況に加え、高齢者医療への拠出金などがますます増えることから、平成24年3月(4月納付)分より、引き上げられました。

※健康保険組合にご加入の場合は、各組合独自で保険料率の決定を行っていますので、加入されている組合にご確認下さい。

◆健康保険料率及び介護保険料率

健康保険料率は、全国平均でこれまでの9.50%から0.5ポイントアップの10.00%に上がります。

また、40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)に対する、全国一律の介護保険料についても、これまでの1.51%から0.04ポイントアップの1.55%に上がります。

◆各都道府県の保険料率

健康保険料率は各都道府県支部によって異なりますが、東京支部の場合、これまでの9.48%から0.49ポイントアップの9.97%に上がります。主な都道府県支部の健康保険料率は以下の通りです。

北海道	9.60%⇒10.12%	愛知県	9.48%⇒9.97%
宮城県	9.50%⇒10.01%	大阪府	9.56%⇒10.06%
東京都	9.48%⇒9.97%	広島県	9.53%⇒10.03%
神奈川県	9.39%⇒9.85%	福岡県	9.58%⇒10.12%

なお、各都道府県支部における健康保険料率については、以下でご確認下さい。

全国健康保険協会 HP

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,131,712.html>

給与計算の際には、給与ソフトの保険料率の設定を変更する必要があります。また、変更時期に間違いの無い様に注意しましょう。

《声》

『己を省みる者』

Y社は、次々とアイデア商品を開発しては堅実な業績をあげています。

商品開発のための会議があるのは勿論ですが、Y社は、更に新商品の販売成績が期待通りになった後にも、月に一度の「反省会」が行われます。そして、この反省会には、全従業員が参加します。

反省会では商品の欠点とその改善点など商品に係わる議論が行われますが、この反省会の一番の目的は、この場で上司と部下・先輩と後輩などの垣根をなくし、日常では言いにくい事も遠慮なく発言しあう事です。遠慮のない発言をしようことが「独り善がりにならない商品作り」に繋がります。その結果、反省会で欠点を徹底的に指摘された商品ほど改良され、売上が長く伸び続けるのだそうです。

